

2023 年 8 月 1 日

厚生労働省

総括審議官（国際担当）

富田 望 殿

一般社団法人 日本経済団体連合会

労働法制本部長 鈴木 重也

ILO に対する 2023 年日本政府年次報告書に関する意見

先般、頂戴しました ILO 既批准条約等に関する 2023 年日本政府年次報告書案（協議対象条約：第 87 号、第 88 号、第 100 号、第 122 号、第 142 号、第 159 号、第 181 号）につき、内容を検討致しました結果、別紙の通り、第 87 号、第 100 号について意見を付することといたします。

以 上

◆「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」(第 87 号)

<意見>

I (i)・(ii) 消防職員及び刑事施設職員の団結権の否認

日本は、従来から、我が国の消防は、歴史的沿革、法制に基づく業務内容から、同条約第 9 条の「警察」に含まれると主張し、ILO がその見解を認めたことから、当該条約を批准したという経緯がある。刑事施設職員についても「警察」に含まれるという日本政府の主張を ILO は認めてきた。経団連はこれまでも日本政府の報告にコメントしているとおおり、こうした経緯と我が国の特殊事情を考慮することなく、消防職員、刑務官に団結権を付与すべしという専門家委員会の指摘は問題がある、と考えている。

消防職員及び刑事施設職員における課題について、実質的な協議を行っており、引き続き意見交換を継続していくことを確認していることについて支持する。

(iii) 公務員

四法案が廃案になった経緯やその後の状況、環境の変化、労使双方から様々な意見があったことを踏まえれば、多岐にわたる課題があり、自律的労使関係制度の措置については、いまだ国民の理解を得られておらず、引き続き国内において職員団体等との意見交換を重ねながら慎重に検討するという日本政府の考え方を支持する。

(iv) 地方公務員

地方公務員の労働基本権について、国家公務員制度改革基本法附則第 2 条において、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」とされていることなどを踏まえて、職員団体等の意見も伺いながら、慎重に検討するという日本政府の考え方を支持する。

◆「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」(第100号)

<意見>

政府の報告内容に基本的に賛同する。

その上で以下意見を付す。

2. 質問 (b)

わが国における男女間賃金格差は、主に職階や勤続年数などの違いから生じていることから、女性役員・管理職比率の向上や勤続年数の男女差の縮小に取り組むことが重要である。政府のこれまでの対応は支持できるものであり、経団連は、2030年までに役員に占める女性比率を30%以上にすることを目指して、階層別のセミナー・人材育成プログラムを提供するなど企業を支援している。

また、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のため、経団連が毎年公表しているポジションペーパーにおいて、企業に対して、政府のガイドラインや裁判例を参考に社員の待遇の見直し・改善を呼びかけている。

加えて、男女がイコールパートナーとして仕事と育児・介護を両立できる環境を整備するため、男性の育児休業取得促進に向けたセミナーの開催や好事例の共有を進めている。

以上